令和 4 年 3 月 総会議事録

日 時 令和4年3月24日(木)

午前9時00分

場 所 豊橋市役所 東85会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 令和4年3月24日(木)

午前9時00分開会

午前 10 時 10 分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町1番地

豊橋市役所 東85会議室

3 議事及び報告

(1)議案

議案第81号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第82号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第83号農地法第5条の規定による許可申請について

議案第84号 農用地利用集積計画について

議案第 85 号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について

議案第 86 号 相続税納税猶予に関する適格者証明について

議案第 87 号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の 証明について

議案第 88 号 非農地証明(遊休農地) について

議案第 89 号 荒廃農地 (B分類) における非農地判定について

議案第 90 号 下限面積の設定について

議案第 91 号 農地法関係許可申請等の事務取扱基準の改正について

(2) 報告

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について (事務局長専決)

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について (事務局長専決)

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第6号 現況証明について

報告第7号 地目変更登記に係る照会に対する回答について

報告第8号 次期農業委員会の委員の公募に関する意見について

報告第9号 農地の利用権設定時における下限面積の引き下げに対する 意見について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1番	池田	和浩	2番	石橋	正通	4番	加藤	正雄
5番	河合	孝子	6番	河根	則雄	7番	小林	澄夫
8番	小林	尚美	9番	近藤	好幸	10番	酒井	保
11番	陶山	哲	13番	髙部	宏生	16番	日向	勉
20番	前田	裕子	21番	松井	耕治	22番	水野	敏久
23番	村松	桂子						

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者(事務局)

農業委員会事務局 3名

農業企画課 2名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会3月総会を開会いたします。 近藤会長、よろしくお願いたします。

議 長 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会会議規則」第4条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

新型コロナウィルスの感染拡大防止の観点から出席委員を別添「出席者名簿」のとおりとし、進行していきますので、よろしくお願いします。

なお、出席委員は、委員総数 24 名中 16 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員「異議なし」

議 長 異議なしと認め、議席番号 22 番水野敏久委員、同 23 番村松桂 子委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、議事に入る前に農地法等に基づく許可案件について、14日の書類説明会、農業委員による現地調査、22日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

農地法第3条関係は、変更、取下げ等はございません。

本日は議案のほかに資料 1-1 として番号 7番、8番、9番の案件について、聞き取り調査の概要を配布しておりますので、補助資料と併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

14日の説明会以降これまでの対応状況につき説明いたします。 補助資料 4ページ 5条番号 6番の車両置場の案件について、申 請地に約50cm 盛土する計画ですが、隣接農地へ土砂が流出しな いかと指摘をいただいた点について、隣接農地との境界にコンク リートブロックを3段積みし、約60cmの高さにして、土砂の流 出を防ぐことを確認し計画図面の修正を行いました。

補助資料5ページ5条番号8番について、申請地の一部は過去に一時転用許可を得て、駐車場として利用していますが、その中にコンテナがあり、都市計画法上問題がないか建築指導課と調整中であると、書類説明会で説明をしておりました。コンテナを除却し、申請地は全面駐車場として使う計画とすることを確認しました。コンテナの除却を確認してから許可をします。

その他変更・取下げ等はございません。よろしくおねがいしま す。

議 長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。 それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に 目を通してください。

(精読時間5分)

議 長 それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。 これより議事に入ります。

資料1議案第81号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から11番の11件を審議しますが、番号3番は、小林 尚美委員が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第31条 第1項の議事参与の制限に該当いたします。小林尚美委員は、関 係案件のみ一時退席をお願いします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第81号、1ページをご覧ください。

番号1番から11番までにつきまして、書類説明会及び本日の補助資料でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用 の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地 調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号3番とそれ 以外の案件とに分けて審議していきたいと思います。

まず、番号3番を審議いたします。

小林尚美委員は退席してください。

<小林尚美委員 退席>

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員「進行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑 を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

小林尚美委員は復席してください。

<小林尚美委員 復席>

続きまして、番号3番以外の案件10件を一括審議いたします。 それでは質疑に入ります。

質疑意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑 を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議案第82号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から4番の4件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第82号、3ページをお願いします。

番号1番から4番までの4件につきましては、書類説明会時に ご説明したとおり、立地基準一般基準とも許可基準を満たし、申 請地も問題ありません。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、番号2番は始末書が添付されています。その他の案件については特段の疑義はありません。

周辺農地等に係る営農条件の支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号3番・4番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番、2番です。

一時転用については、該当ありません。

詳細につきましては、議案をご覧ください。以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委員「進行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑

を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに 決しました。

続きまして、議案第83号「農地法第5条の規定による許可申 請について」を議題といたします。

番号1番から26番までの26件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第83号4ページをお願いします。

番号1番から26番までの26件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の 添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号3番から8 番、12番、13番、18番、19番、21番から26番です。隣接地が申 請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番、2 番、9番から11番、14番から17番、20番です。

一時転用については、番号11番が該当し、2年間の一時転用計画で農地復元誓約書を添付しています。その他の案件については該当ありません。

詳細については、議案をご覧ください。以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑 を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号8番、9番については

農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付した上、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに 決しました。

議 長 続きまして、別添資料 1-2 議案第 84 号「農用地利用集積計画 について」を議題といたします。

> 所有権移転の番号1番の1件、利用権設定の番号1番から100 番までの100件、合計101件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局はい、議長。

議案第84号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、2月25日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられ、農地銀行会長から計画策定の依頼があったもの、転貸につきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件について、それぞれ農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき審議をお願いするものでございます。

別添資料 1-1 をご覧ください。

1ページの所有権移転につきましては、1件1筆1,963㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたします。

次に2ページから17ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が100件202 筆224,946㎡です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。 それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員「進行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を 打ち切ります。 これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して 異議ございませんか。

委員全員「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

議 長 続きまして、資料1議案第85号「農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画変更について」を議題といたします。農用地区域からの除外の番号1番から4番までの4件、及びそのことについての地域の農業振興に関する地方公共団体の計画についてを一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局はい、議長。

議案第 85 号について説明させていただきます。

豊橋農業振興地域整備計画のうち、今回の農用地利用計画変更については、個別の除外4件、面積3,765.49 ㎡です。

今回の案件につきましては、2月15日水曜日の書類説明会において農業委員の皆様方にご説明し、2月21日月曜日の農地審査会において、本日の農地総会の議案に付すことについて、了承を得ております。

除外案件の目的としましては、駐車場が1番の1件、美容院が2番の1件、柔道整復師の施術所が3番の1件、駐車場・資材置場が4番の1件の計4件であり、内容を検討した結果、全て申し出の農用地以外に事業計画に適する土地がなく、今回の申し出に及んだものです。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第3条の2 (農業振興地域整備計画の策定または変更)第2項及び第4条 の4(公益性が特に高いと認められる事業に係る施設) 第1項 第27号に基づき、ご審議をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。 それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑 を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案の除外及び地域の農業振興に関する地方公共団体の計画 についての農業委員会の意見は、「やむを得ない」という意見を 付すことに決して異議ございませんか。

委員全員「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして、議案第86号「相続税納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

番号1番2番の2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第86号9ページをご覧ください。

議案第86号は新規に納税猶予を受けるための適格者であることの証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等については、 備考欄に記載のとおりでした。

この2件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、議案に記載の推進委員の方に、現地調査および相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認していただきました。以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。 それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員「進行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑 を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

議 長 続きまして、議案第87号「相続税納税猶予に関して引き続き 農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。 番号1番から8番までの8件を一括上程いたします。 内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第87号10ページをご覧ください。

議案第87号は継続して納税猶予を受けるため3年ごとの更新 の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この8件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。 それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑 を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することに決して異議ござい ませんか。

委員全員「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして議案第88号「非農地証明(遊休農地)について」 を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第88号12ページをご覧ください。

番号1番の1件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明(遊休農地)事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。

願出地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、同要領第4条第1項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。 それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員「進行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑 を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

委員全員「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第89号「荒廃農地(B分類)における非農 地判定について」を議題といたします。

番号1番から4番までの4件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第89号13ページをご覧ください。

番号1番から4番までの4件につきましては、令和3年度に実施いたしました農地パトロールにおいて赤判定とされた土地です。

この土地について、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、豊橋市農業委員会非農地証明(遊休農地)事務処理要領」第4条第1項の判断基準に基づき現地調査を実施したところ、「農地」に該当しないものと判断されますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。 それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員「進行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑 を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり「非農地」とすることに決して

異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、別添資料 1-3 議案第 90 号「下限面積の設定について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。別添資料 1-3 議案第 90 号「下限面積の設定について」をご覧ください。

平成 21 年の改正農地法により、法律で定められた下限面積である 50a について、各農業委員会が省令で定める基準に従い、下限面積を変更することができるようになり、毎年下限面積について見直しの検討をすることになりました。

見直しの基準としては、農地法施行規則第 17 条の第 1 項と第 2 項もとに判断します。別添資料 1-3 補助資料 1 ページをご覧ください。

農地法施行規則第17条第1項は、農業委員会管内の平均的な経営規模が小さく、法に定める50aでは実情に適さないと判断される場合です。具体的には50a未満の耕作の事業に供している者の数が全体の4割を上回る場合に10aごとに4割を下回らないよう下限面積の引き下げを行うことができます。なお、50a未満の耕作の事業に供している者の数が全体の4割を下回る場合は引き下げを行えないものとなります。

農地法施行規則第17条第2項は、高齢化等により農地の遊休 化が深刻な状況にあり、特に新規就農等を促進しなければ、農地 の保全等が図られないと判断する場合に適用する基準です。「遊 休農地が深刻な状況」の具体的な基準はありませんが、国、県の 数値と比較し判断していきます。

資料2ページの下限面積全般検討をご覧ください。国の通知である「農地法関係事務に係る処理基準について」にもとづき、算出しました。具体的には、2020農林業センサスをもとに管内の農業経営体のうち50a未満の農地を耕作している農業経営体の割合は27%であり引き下げを行わないものと判断しています。

次に新規就農を促進するための下限面積検討をご覧ください。 平成27年度から令和2年度までの遊休農地の面積はこちらのと おりで減少しております。令和2年度の遊休農地率は約2.3% で、全国平均と同数字であり、また、愛知県の平均である 4.6% より低い現状であることから、遊休農地が深刻な状況とまでは言えないと判断されます。

以上のことからも 令和4年度の下限面積は現行の 50a を変更 しないと判断します。

以上で説明は終了いたします。

ご審議のほど よろしくお願いします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。 それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑 を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり「非農地」とすることに決して 異議ございませんか。

委員全員「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、別添資料 1-4 議案第 91 号「農地法関係許可申請等の事務取扱基準の改正について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

別添資料 1-4 議案第 91 号をご覧ください。

農地法の許可申請等を行う際には、国や県の取扱いに定められた事項の他、この基準に定められた内容を基に事務を行っています。書類説明会でもご説明させていただきました、農地審査会の審査対象を絞る運用を令和4年度より実施していきます。そのことに合わせて、事務を効率的に行っていけるよう改正することが今回の目的です。具体的な内容としては、資料の最後のページ4ページに別表として締切日が掲載されていますが、事務局の農地転用担当者が処理するものは毎月5日を締め切りと定めておりましたが、3条と同様に月末を締め切りに改めます。変更するものは月末の文字の下に架線が引いてある書類が対象です。これにより、月内の処理期間を増やすことができますので、一定の効果が期待できます。

その他、全体として記載内容を現状に合うよう軽微な修正を 行っています。

この基準は令和4年4月1日より施行したいと考えています。 説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。 それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑 を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。次に報告事項について、事務局に報告を求めます。

事 務 局 はい、議長。報告させていただきます。議案の 14 ページをお 願します。

報告第1号の番号1番2番については、持分放棄により農地法の許可を要しないで権利取得した旨の届出です。それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。次に15ページをお願いします。

報告第2号の番号1番の1件、及び16ページからの報告第3号の番号1番から17ページ14番までの14件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。次に18ページをお願いします。

報告第4号の番号1番2番の2件については、農地所有適格法人からの報告です。この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。いずれも要件を満たしていることを確認し処理しました。次に19ページをお願いします。

報告第5号の番号1番から20ページ9番までの9件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。次に21ページをお願いします。

報告第6号の番号1番6番までの6件については、20年以上

非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、18日付けで証明を行いました。なお、固定資産税の課税状況ですが、番号1番、3番から5番は宅地課税、2番は雑種地課税、6番は境内地でした。次に22ページをお願いします。

報告第7号の番号1番の1件については、名古屋法務局豊橋支 局登記官からの照会です。

調整区域の農地ですが、平成4年3月26日付けで農地法第5条の許可をした土地でした。また、現地調査の結果、許可目的と同等の利用がされておりますので、農地性はないものと判断し、22日付け事務局長名で回答しました。

ここからの内容説明を農業企画課へ変わります。

農業企画課

報告第8号について説明します。

次期の農業委員会の委員の公募に関する意見について、令和4 年3月9日付けで農業委員会へ照会しています。

これは、令和5年7月20日以降の農業委員会の委員について、 農業委員会の意見を伺うものです。

次期委員の選定にあたっては、令和4年度中に推薦を求め及び 募集を行う予定でおりますが、それに先立って令和4年度の早々 に募集要領や選定基準の検討を始める必要があります。その参考 とするために、今回、委員の定数と求める人材像の2点について お考えを伺います。定数については、国の基準で24人以下とさ れていますが、候補者の確保が困難な状況もありますので、現在 の定数である24人から変更すべきか否か、皆さまのご経験を踏 まえた意見を伺います。求める人材像については、農業委員会の 将来を見据え、選定基準の参考とするために伺うものです。農業 者数の減少により、将来定数を 19 人以下としなければならなく なる可能性があります。市及び農業委員会の施策実施により、こ れをとどめる努力が必要なことはもちろんですが、定数の減が避 けられなくなる前に、それに備えた検討を行うことも必要なこと と考えております。これを踏まえ、次期委員としてどのような資 質や能力を持った方を求めるべきか、皆さまのご意見をお聞かせ ください。ご意見につきましては、令和4年4月28日までにご 回答くださいますようお願いします。

報告第9号について、農地の利用権設定時における下限面積の 引き下げに対する意見について説明します。

1. については、別紙スケジュールのとおりです。

2. については、農業経営基盤強化促進法及び農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に拠ります。従事日数は原則 150 日以上であること、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められることが条件となります。審査基準については、農業経営基盤強化促進法や基本構想によるものですが、およそ農地法と同じです。

3. については、耕作の開始にあたり、「新・農業人ポータル」 等ホームページで情報収集や「農企業支援ステーション」等就農 相談窓口への相談や新規就農マニュアルの活用を促します。さら には、地域で農業を始めるにあたり、他の農業者との役割を分担 するため地区で開催している地区委員会等に参加してもらうな ど、状況に応じて有用な手段を模索することで、より効率的かつ 安定的な農業経営を目指す認定新規就農者等の確保につなげる こととします。

農業未経験者に対しては、アドバイスや指導等をいただく一つの機会として地区委員会への出席を促します。農業委員に地区委員会で審査をお願いするわけではありません。

4. については、農地利用の下限面積引き下げについては、近年の課題である担い手の確保や遊休農地発生の抑制を目的としています。

しかし、本格的な農業参入でない者については定期的に地域の 会合等の地域の話し合いの場への出席や営農情報の提供を求め るなど、状況に応じて有用な手段を模索する必要があります。

今回、引き下げを検討する中で、一部審査を強化することも考えました。しかし現在、農家の高齢化が進み、農家の減少や耕作放棄地の発生が課題となっていることから、「気軽に農業に参入できるように」と考えるようになりました。そのため、所有権が移転してしまう売買は据え置いて、貸借のみを10aに下げ、基本的にはハードルをつけないように考えました。当然、思うように耕作がされない等のリスクはありますが、それよりも間口を広げることで、その中から少しでも効率的かつ安定的に営農できる認定新規就農者等を増やしていくことが次の目標となります。思うように耕作がされない等のリスクについては、期限付きの貸借であることや合意解約も可能なことから、一定程度の対応はできるかもしれませんが、耕作させるためにより実行力のある手段があれば農業委員会とも協力しながら検討していきたいと思います。

引き下げについては、農業委員会・市長・JA 営農指導部長、課長 に説明し、愛知県の改良普及課・農政課にも通知、ホームページ には載せますが、報道発表はしません。

以上、よろしくお願い致します。

事務局 報告第8号の次期農業委員の公募に対する意見ですが、来月の 書類説明会などで各委員から意見をいただき、取りまとめた上で 運営委員会を経て、その後総会に諮っていきたいと考えていま す。

> 報告第9号の引き下げに関する意見については、実際にやって みないとわからない部分も多いとは思います。今後起きる問題や 課題に対する対応は、農政対策協議会などの場で検討していけれ ばと考えています。

議 長 以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる 議案及び報告を終了いたします。

> ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行 運営委員会議を開催いたします。 (午前10時05分中断)

> > <農地銀行運営委員会議>

総会を再開いたします。 (午前10時08分再開)

議 長 その他について、何かありませんか。 なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。 (午前 10 時 10 分終了) 以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和4年3月24日

議 長 (会長 近藤 好幸)

議事録署名者 (22番 水野 敏久 委員)

議事録署名者 (23番 村松 桂子 委員)